

平成25年（1月～12月）法的措置一覧

平成25年12月18日現在

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	措置年月日
1	25 (措) 1	日産自動車(株)等が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件	自動車メーカー発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H25. 3. 22
2	25 (措) 2	トヨタ自動車(株)が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件		3条後段	H25. 3. 22
3	25 (措) 3	富士重工業(株)が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件		3条後段	H25. 3. 22
4	25 (措) 4	三菱自動車工業(株)が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件		3条後段	H25. 3. 22
5	25 (措) 5	マツダ(株)が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件		3条後段	H25. 3. 22
6	25 (措) 6	軸受製造販売業者に対する件	産業機械用軸受の販売価格を引き上げることを合意し、また、自動車用軸受の販売価格を引き上げることを合意していた。	3条後段	H25. 3. 29
7	25 (措) 7	異性化糖の製造業者らに対する件	特定異性化糖及び特定水あめ・ぶどう糖の販売価格を引き上げる旨を合意していた。	3条後段	H25. 6. 13
8	25 (措) 8	水あめ・ぶどう糖の製造業者らに対する件		3条後段	H25. 6. 13

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	措置年月日
9	25 (措) 9	(株)ラルズに対する件	取引上の地位が自社に対して劣っている者（以下「特定納入業者」という。）に対して、次の行為を行っていた。 ① 新規開店等に際し、特定納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用のほとんど全てを負担せずに、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。 ② 新規開店等の際に実施するオープンセール又は「創業祭」と称するセールに際し、特定納入業者に対し、当該セールの「協賛金」の名目で、あらかじめ算出根拠、用途等について明確に説明することなく、当該特定納入業者が得る販売促進効果等の利益を勘案せずに、一方的に算出した額等の金銭を提供させていた。 ③ 「紳士服特別販売会」と称するセールにおけるスーツ等の販売に際し、仕入担当者から、特定納入業者に対し、特定納入業者ごとに購入すべき数量を示して購入を要請する又は購入していない特定納入業者等に対しては重ねて購入を要請することなどにより、スーツ等を購入させていた。	19条（2条9項5号）	H25. 7. 3
10	25 (措) 10	段ボール用でん粉の製造販売業者に対する件	段ボール用でん粉について、原料であるとうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて、需要者渡し価格を引き上げる旨を合意していた。	3条後段	H25. 7. 11